

◎平成30年度白石市水道事業会計補正予算(第1号)

〔質疑〕上下水道事業所の事務室改修を行い、民間事業者による料金関係窓口を開設することのだが、その詳細を伺う。

〔答弁〕業務の内容については、窓口の対応を全て行なっていないが、電話についてもいったんは民間事業者が受けた上で、その内容によって市職員あるいは民間事業者への振り分けをしていただく。

また、料金関係全般も委託するため、水道メーター検針業務、水道料金計算業務、水道料金収納業務及び収納に対する遅延、滞納が発生した場合の督促等業務も一貫して行なっていたらどうかとなる。

〔質疑〕民間委託することにより、どのような効果を見込んでいるのか。

〔答弁〕窓口関係や料金関係を委託することにより、中心的な水道事業の部分に市職員を効率的に充てていきたいと考えている。

常任委員会

第69号議案から第75号議案までの計7議案について、定例会初日終了後、各常任委員会(付託協議)を開催し、第70号議案を総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

定例会2日目(12月11日)の本会議において質疑が行われた後、総務産業建設常任委員会に審査が付託され、12月13日に議案の審査が行われました。

質疑応答を経て、採決の結果、全会致で原案のとおり可決しました。

審査の中で議論された主な内容は次のとおりです。

総務産業建設常任委員会

- 委員長 山谷 清
- 副委員長 大野 栄光
- 委員 保科善一郎・澁谷政義
- 菅野恭子・志村新一郎
- 四竈英夫・小川正人
- 佐藤聡一

◎白石市農産物等販売施設条例

〔質疑〕条例に定める「地域で生産される農産物」とは、本市だけの農産物なのか、それとも他地域も含めた農産物なのか。

また、他地域も含めるとし

た場合、その範囲はどこまでを想定したものなのか。

〔答弁〕本市で生産される農産物が第一となるが、年間を通して販売施設の農産物を本市の農産物だけで賄うことは量的に困難な部分もあることから、近隣市町で生産される農産物も取り入れることを想定している。

〔質疑〕販売施設の農産物を市内の農家で全て提供できるように、本市の全ての農家が協力できるような体制を構築していくべきではないか。

〔答弁〕本市の農産物供給体制については、販売施設のオープンに向けて、オール白石で臨めるよう、現在、販売施設の委託業者が市内の農家やJA等との話を進めている段階である。

〔質疑〕現段階で条例には記載がないが、本会議において「販売施設の将来的な指定管理者制度への移行を想定している」との答弁があった。

移行した場合、市の財政に大きな負担となるのではないか。

〔答弁〕指定管理者制度への移行がいつになるかなど、まだ具体的に決まっているものはないが、指定管理者制度へ移行するとなれば、指定管理者を公募し、選考委員会でその公募の中から1者を選び、市長への答申を経て、指定管理者制度を条例に制定する流れとなる。

たとえ指定管理者制度に移行するにしても、現段階において販売施設は採算がとれるものと判断しており、公募

の段階から地代・使用料等を設定するなど、むしろ市の歳入増につながるものと見込んでいる。

〔質疑〕条例には入館等の規制について「公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき」と記載がある。

全国的なインバウンドの取り組みにより多くの外国人が訪れる中、文化の違いによって、その捉え方に感覚の違いが出てくると問題が起きることも想定されるが、どのように考えているのか。

〔答弁〕現時点において、他の事例ではあるが、外国人との文化の違いによって引き起こされる問題があることも把握している。

デリケートな問題とは思いますが、そのようなことも想定し、オープンに向けて最善の対応ができるよう進めていきたい。